

1 他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

報告日	目的外提供を行う事務の件名	保有個人情報項目	目的外提供を行った理由	提供課	利用課	頁番号
R5.3.6	土地区画整理事業 使用収益開始事務	使用収益開始した権利者名及び仮換地箇所の情報	土地区画整理事業地内において、使用収益を開始した権利者に対し、公共下水道事業受益者負担金の新規賦課業務を行うため、使用収益開始した権利者名及び仮換地箇所の情報を利用するもの	北柏駅周辺整備課	料金課	1

2 保有個人情報の目的外利用に係る報告書

報告日	目的外利用を行う事務の件名	保有個人情報項目	目的外利用を行った理由	提供課	利用課	頁番号
R5.3.9	柏市振り込み詐欺 退録音機取付事業	氏名、生年月日・年齢、住所、国籍・本籍、連絡先、識別番号、家族状況、支援措置・保護、介護（被保険者番号、サービス種類コード）	事業対象者を選定し、通知を発送するため	高齢者支援課 市民課	防災安全課	2

3 個人情報取扱事務の届出（変更）について

名称	変更内容等	届出課 (利用課)	頁番号
結核予防対策事務	イ 項目：23収入・支出内容を追加 キ 処理形態：システム名称の「NESID」を削除	保健予防課	3～4

4 個人情報取扱事務廃止届出書について

名称	保有個人情報の廃棄方法	届出課	頁番号
柏市いじめ重大事態調査検証 委員会に関する事務	情報政策担当課がマイドキュメントの「退避フォルダ」内に保存されているデータを廃棄する際に、あわせて当該データを消去する。	行政課	5
総合特別区域法にかかる事業 進捗評価	情報政策担当課がマイドキュメントの「退避フォルダ」内に保存されているデータを廃棄する際に、あわせて当該データを消去する。	地域医療推進課	6

他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

柏都北第404号
令和 5年 3月 6日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷 敦 宏 様

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業

施行者 柏市

代表者 柏市長 太田 和 美

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により他の実施機関へ保有個人情報の提供を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	提供元	提供先
課等の名称	都市部 北柏駅周辺整備課	上下水道局 料金課
個人情報取扱事務の名称	土地区画整理事業使用収益開始事務	公共下水道事業受益者負担金事務
個人情報取扱事務の概要	土地区画整理事業による仮換地の宅地整備の完了に伴い、対象権利者に対し、仮換地の使用収益を開始するもの。	公共下水道整備における利益を受ける土地権利者に対し、受益者負担金を徴収するもの。
提供した保有個人情報の項目	使用収益開始した権利者名及び仮換地箇所の情報	
保有個人情報の提供先における利用目的	土地区画整理事業地内において、使用収益を開始した権利者に対し、公共下水道事業受益者負担金の新規賦課業務を行うため、使用収益開始した権利者名及び仮換地箇所の情報を利用するもの。	
提供した理由	土地区画整理事業地内において、使用収益を開始した権利者の情報がないと、公共下水道事業受益者負担金の新規賦課業務を行えないため。	
担当部署（提供元）	都市部 北柏駅周辺整備課	
備 考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

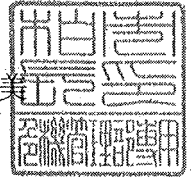
柏危防第1130号

令和5年3月9日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

会長 神谷敦宏 様

柏市長 太田和美



柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	①健康福祉部高齢者支援課 ②市民生活部市民課	危機管理部防災安全課
個人情報取扱事務の名称	①高齢者台帳システム ②住民基本台帳関係事務	柏市振り込め詐欺撃退録音機取付事業
個人情報取扱事務の概要	①高齢者在宅福祉サービス事業の登録や変更、照会、帳票や利用券等の発行処理並びに各事業の登録者管理 ②住民基本台帳の作成及び在留カード等に関する通知に基づく住民基本台帳の作成を行うもの	市内の高齢者に対し、振り込め詐欺撃退録音機の取付を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	氏名，生年月日・年齢，住所，国籍・本籍，連絡先，識別番号，家族状況，支援措置・保護，介護（被保険者番号，サービス種類コード）	
目的外利用を行った理由	事業対象者を選定し，通知を送付するため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	危機管理部 防災安全課	
備考		

個人情報取扱事務変更届出書

柏健予第2646号
令和5年3月1日

柏市長様

実施機関名 市長

個人情報取扱事務の変更に伴い、柏市市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務を変更する年月日	5年 3月 1日	区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務
個人情報取扱事務の名称	結核予防対策事務	
届出番号	変更前 170200-11	変更後（行政課記入） —
担当部署	保健所 保健予防課	
変更内容	変更理由	・入国直後等で納税状況が確認できない外国籍患者等に対し、治療費の公費手続きについて収入状況を聴取しているため。 ・システム名称のNESIDが使われなくなったため
	変更箇所	イ 項目：23収入・支出内容を追加 キ 処理形態：システム名称の「NESID」を削除
	詳細は、別紙「個人情報取扱事務届出書」のとおり ※変更箇所にはアンダーラインを引いています。	

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		170200-11			
実 施 機 関 名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担 当 部 署		保健所 保健予防課					
個人情報取扱事務の名称		結核予防対策事務					
個人情報取扱事務の概要		結核患者に関する情報及び結核の感染源の追求と感染の拡大防止を図るもの。結核患者・家族接触者健診の実施に関する情報を取り扱う。					
事務の開始日		平成20年4月1日（最新変更日 令和5年3月1日）					
個人の類型		結核患者及びその接触者					
ア	個人情報の利用目的	結核患者に対する公費負担医療による適正な医療の提供及び結核のまん延防止のため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☒ 12 住居状況 ☒ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☒ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出 内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税 状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☒ 34 その他（感染症患者発生届） （感染症医療費公費負担申請）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：全ての項目） ☒ 同一実施機関内の利用 目的外： （ ☒ 本人同意：全ての項目）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☒ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 ☒ 第1項別表第一第七十項 ☐ 第2項（ ） ☐ 第3項 ☐ 第5項					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 結核登録者情報システム、健康かるて） ☐ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県）			
ケ	オンライン結合の有無	☒ 有り ☐ なし	結合先 ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	☒ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者）			
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること

個人情報取扱事務廃止届出書

柏総行第248号
令和4年6月22日

柏市長 様

実施機関名 柏市長

個人情報取扱事務を廃止したので、柏市個人情報保護条例第14条第2項の規定により次のとおり届出します。

廃止する個人情報取扱事務の名称	柏市いじめ重大事態調査検証委員会に関する事務
廃止日	令和4年3月25日
届出番号	030100-11
保有個人情報が記録されている媒体	マイドキュメントの「退避フォルダ」内 退避フォルダ（行政課）→H31年度→06 その他他の部の所管に属しない事項に関すること→0607 いじめ防止対策推進法関係つづり(10)
保有個人情報の廃棄の方法	情報政策担当課がマイドキュメントの「退避フォルダ」内に保存されているデータを廃棄する際に、あわせて当該データを消去する。
廃棄予定日	令和12年度中（保存期間が10年の文書のため）
担当部署	総務部 行政課
備考	

個人情報取扱事務廃止届出書

柏保地第1062号
令和5年3月13日

柏市長 様

実施機関名 柏市長

個人情報取扱事務を廃止したので、柏市個人情報保護条例第14条第2項の規定により次のとおり届出します。

廃止する個人情報取扱事務の名称	総合特別区域法にかかる事業進捗評価
廃止日	令和4年3月31日
届出番号	062700-03
保有個人情報記録されている媒体	マイドキュメントの「退避フォルダ」内のH27年度からR03年度の次のフォルダ 退避フォルダ（地域医療推進課）→各年度→01 豊四季台地域高齢社会総合研究会に関すること→0109 総合特区及び環境未来都市関係書(5) ※H27年度のみ「0109 総合特区及び環境未来都市関係書(5)」ではなく、「0104 総合特区及び環境未来都市関係書(5)」
保有個人情報の廃棄の方法	情報政策担当課がマイドキュメントの「退避フォルダ」内に保存されているデータを廃棄する際に、あわせて当該データを消去する。
廃棄予定日	令和9年度中（保存期間が5年の文書のため）
担当部署	保健福祉部 地域医療推進課
備考	